

第157回国際研修

「特別の配慮を要する犯罪者のアセスメント及び処遇」

1. 日程及び参加者

- 平成26年5月14日（水）から6月20日（金）まで
- 海外参加者8か国11名（オブザーバー2名を含む。）
- 国内参加者7名

2. セミナー概要

犯罪が少なく治安のよい社会を実現するためには、既に犯罪を行った者に対して適切な処遇を行い、その者が社会復帰した後に再び罪を犯さないようにすることが極めて重要である。

そして、これらの犯罪者に対し、施設内又は社会内で適切な処遇を実施するためには、その者が有している知能、心身の状態、犯罪歴、生育歴、家族状況などの処遇に影響を与える各種要因を正しく分析・把握した上、これらの要因を踏まえた処遇計画を策定し、改善更生及び再犯防止に向けて適切な処遇プログラムを実施する必要がある。

しかしながら、現在、多くの国において、本来は処遇上の特別な配慮を要する犯罪者でありながら、処遇計画を策定・実施する矯正・保護関係者がそのことを把握せず、または、把握しながらも、十分な処遇計画の策定・実施がなされていない犯罪者類型がある。

本研修においては、そのような典型的な類型に該当する犯罪者のうち、特に、女性犯罪者、身体又は精神障害を持つ者（以下「障害犯罪者」という。）、高齢犯罪者に焦点を当て、それら犯罪者に対する適切なアセスメント、処遇計画の策定及び実施の方策を検討する。

3. 客員専門家等

本セミナーの一環として、アジ研教官による講義のほか、以下の客員専門家・外部講師による講義を行う（敬称略）。

【客員専門家】

- フランク・ポポリーノ T3 アソシエーツシニアパートナー、国際矯正刑事施設協会(ICPA)理事
- ミリアム・エストラダ ラウル・ヴァレンバーグ人権及び人道法研究所(RWD)客員教授
- ウジュー・アゴモフ PRAWA(Prisoners' Rehabilitation and Welfare Action)代表、ICPA理事・アフリカ地区代表
- ケリー・ブランシェット カナダ矯正局女性犯罪者部門局長
- エリアス・カランザ 国連ラテンアメリカ犯罪防止研修所(ILANUD)所長

【外部講師】

- 伊豆丸剛史 長崎県地域生活定着支援センター長
- 橋本 洋子 法務総合研究所研究部総括研究官
- 松友 了 保護司・東京地方検察庁社会復帰支援室

以 上